

2003年4月18日

国土交通大臣

扇 千景 殿

移動・移送サービスについての申し入れ

私たち、市民・市民団体の手による移動・移送サービスを行っている531の民間非営利団体は、安心と安全を担保するために、別紙の通り「市民発ガイドライン」を策定しました。

国土交通省ガイドライン策定にあたっては、市民発ガイドラインの内容を盛り込み、とくに、

1. ボランティアの手による移送・移動サービスについては、「原則二種」としないこと
2. 福祉車両に限定しないこと
3. 移動困難者を狭く限定しないこと

を強く要望します。

その理由は、公共交通機関だけでは、移動・移送を必要とする多様なニーズには対応できず、民間非営利団体によるサービスが必要不可欠だからです。

また、市民・市民団体の手による移動・移送サービスは、新しい価値観のもとに展開されるべきもので、すべての移動困難者が自由に公平に移動できることが重要だからです。

非営利団体531団体

添付：「市民発ガイドライン」

賛同団体：531団体リスト

市 民 発 ガ イ ド ラ イ ン

国土交通大臣は、公共交通機関による円滑な移動が困難な者（以下「移動困難者」という。）を対象とする、第一種免許取得者が行う自動車による有償外出支援活動のうち、以下の要件を満たす団体の活動については、速やかに道路運送法80条1項但し書きの許可を与えるものとする。

（移動困難者の定義）

- 1 次の何れかに該当する者（以下「移動困難者」という。）を対象としていること。
 - (1) 知的若しくは精神障害により公共交通機関の円滑な利用ができない者。
 - (2) 身体の状況により歩行が不可能又は相当困難で、かつ、その状況の回復が見込めない又はその回復に長期間を要する者。
 - (3) 公共交通機関の利用が著しく困難な交通空白地域に居住する者。

（団体の非営利性）

- 2 非営利団体であること（但し、法人でない場合、代表者が定められていることを要する。）。

（会員制）

- 3 団体のサービスを受ける移動困難者が、あらかじめその団体の会員として登録していること。

（利用料の上限）

- 4 運送の対価として収受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。

（計画運行の遵守）

- 5 団体が、外出支援活動をするに当たり、事前に利用者から目的地・到着希望時間などを聴取し、予めその走行経路を概ね把握して所要時間を計算して、余裕のある走行をさせるとともに、走行中は、有償外出支援活動中である旨を自動車に表示していること。

（研修の実施）

- 6 団体が、団体において必要と認める安全運転のための研修を実施していること。

(損害賠償責任保険への加入義務づけ)

- 7 団体が有償外出支援活動に使用する自動車の損害賠償責任保険の保険金額は旅客運送事業に使用される自動車の加入している損害賠償責任保険の保険金額以上であること。

(車両整備の努力義務)

- 8 団体が利用者の身体の状態又は希望に即した自動車の手配に努めること。

(情報公開)

- 9 団体が、何人に対しても各会計年度の損益計算書、貸借対照表、登録会員及び利用料の基準を定めた会則並びに有償外出支援活動の安全性に関する事項を公開すること。

(移動困難者にかかる証明書類の常備)

- 10 団体が、登録した会員が移動困難者であることを証明する文書を常備し、提示を求められたとき、直ちに応じられること。

(許可に必要な書面)

- 11 団体が次に掲げる事項を記載した書面を国土交通大臣に提出したこと。
- (1) 団体の名称、住所及び代表者の氏名
 - (2) 活動区域
 - (3) 利用料
 - (4) 使用する車両が加入する損害賠償責任保険の保険金被支払限度額